

# 指定給水装置工事事業者指定申請時確認事項報告書

年 月 日

氏名又は名称

郵便番号、住所

代表者氏名

電話番号

FAX 番号

E メールアドレス

URL

- ① 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会等の受講実績（過去5年以内）

受講年月	(非公表)
<input type="checkbox"/> 受講 ( 年 月受講)	
<input type="checkbox"/> 未受講 (理由: )	

- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容

事業所の名称・所在地等				(公表: 可・不可)
事業所の名称				
事業所の所在地				
電話番号		指定番号	第 号	
休業日		営業時間 (修繕対応可能時間)		
業務内容 (該当欄に○を記入してください)				
種別	内容			該当
新築・改良等	給水装置工事 (配水管からの分岐～メーター)			
	給水装置工事 (メーター～宅地内配管)			
修繕	屋内	屋内配管		
		蛇口 (混合水栓等)		
		トイレ (ボールタップ等)		
	屋外	屋外配管 (掘削等を伴うもの)		
		止水栓・メーターボックスの取替		
	公道	配水管 (50mm 以上)		
		給水管 (50mm 未満)		
給水設備 (貯水槽・ポンプ及びその他の付属設備) の修繕				
水道メーター取替				
その他				

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにいなべ市水道総務課にその旨を届けるようにお願いします。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

（公表：可・不可）

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日

※ 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※ 自社内研修については、研修内容を記載してください。証明書類は不要です。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

**水道法施行規程**

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない（該当する場合は以下の記入は不要です）（公表：可・不可）

技能（経験）を有する者の氏名 （公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか （○・×を記入）	資格等を有しているか （○・×を記入）		工事に従事した時期 （年・月）
		保有している資格等※		

※ 以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者  
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※ 過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

※ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

**水道法施行規則**

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。